別紙

参考仕様書（案）

1 件名

世田谷区喜多見地域コミュニティ交通（定時定路線型）実証運行業務委託（概算契約）

2 事業目的等

区が策定した「世田谷区コミュニティ交通導入ガイドライン」に基づき、公共交通不便地域の内、重点検討地域の一つである喜多見地域において、新たなコミュニティ交通の実証運行を実施することにより、利用状況のほか、地域の移動環境の向上による外出機会の増加や健康、福祉の向上、地域の活性化などを含めた有効性や課題等について検証を行う。

【主な特徴】

（1）地域協議会を中心に検討したコミュニティ交通について、地域、交通事業者、区が協働で取り組む。
（2）日常生活上の移動利便性向上を目的に、移動に不安持つ方（高齢者等）を主なターゲットとする。
（3）狭あいな道路を運行することからワゴン車両等を活用する。
（4）重点検討地域内の高齢者等の外出機会の向上に寄与できる取組みとする。

3 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
※実証運行は、令和9年6月から開始予定。

4 運送種別

道路運送法第4条または第21条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業

5 運行事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、または一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者であって、道路運送法第4条または第21条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し、乗車定員11人未満のワゴン車両を活用した業務内容を遂行できる見込みのある者とする。

6 業務内容

（1）運行計画の作成・提出

①受託者は、区や関係者等と協議・調整を行った上で、運行計画、事業運営及び安全管理等について記載した計画書を作成すること。
②受託者は、作成した運行計画に基づき、令和9年6月から実証運行を開始できるよう、運行に関する関係機関との調整等、必要な手続きについて遅滞なく確実に行うこと。

（2）運行業務等

定時定路線型の乗合方式による運行業務内容は、以下に示すとおりとする。

①運行方式

ア.時刻表に基づき、指定するルートを走行し、区間内に設置した停留所にて利用客の乗降を行う。なお、時刻表については、受託者と区が協議の上、決定する。
イ.停留所は、別紙「運行ルート」のとおりとし、今後の地先交渉等の調整を踏まえ詳細な地点が確定する。なお、調整の結果、増減することがある。

②運行ルート

別紙「運行ルート」のとおり

③運行日等（予定）

運 行 期 間：令和9年6月（予定）から令和10年3月31日まで（年間約215日）
運 行 曜 日：月曜日から金曜日までの週5日間（祝日含む。土日、年末年始除く。）
運 行 時 間：午前9時頃から午後6時頃まで（計1時間程度の休憩時間含む）

④運行車両

運行車両は、運行ルート上の狭あいな道路を通行することを考慮するとともに、次のアからエまでを踏まえた乗車定員10人(乗客定員8人)乗りのワゴンタイプとする。

ア.有償運送のため、運行車両は事業用自動車(営業用自動車)とし、法令に基づく装備を備えたものを運行開始日までに受託者が用意すること。なお、リースした車両を使用しても差し支えない。

イ.受託者は、料金箱、交通系ICカード関連機器、ドライブレコーダー等の付帯設備を運行車両に設置すること。また、高齢者等の利用に配慮した設備を搭載した車両とすること。

ウ.事故や故障等の不測の事態や、車両点検によって車両が使用できない場合でも実証運行が行えるよう、予備車両(最大定員に対応できる台数)を確保し、主車両の付帯設備の一部を移設する等の対応で、運賃徴収や乗降記録等の運行業務を滞りなく行うことができるようにすること。

なお、車両点検においては、あらかじめ点検実施日を区担当課に報告の上、対応を協議すること。

エ.運行車両は、任意保険に加入すること。加入手続及び保険料の支払は、受託者が行い、実証運行開始前までにそれらを区に提示すること。

オ.受託者は、運行車両が本事業で使用されているものと分かるよう、ラッピングまたは掲示物(マグネットシート等)を車体に貼付する。なお、デザイン及び仕様は、区と協議の上、決定する。

カ.感染症への対策として、感染予防策を十分に講じるとともに、運行車両の清掃や整備点検により、車両を良好な状態に保ち、安全運行に努めること。

⑤運賃の徴収

ア.利用者から徴収する運賃は、乗車1回につき以下の【運賃表】(想定)とおりとし、現金のほか、交通系ICカード等電子マネーでの支払いを可能とする。なお、世田谷区内在住で、70歳以上の利用者を対象とした高齢者割引については、年齢確認の方法を区担当課と協議のうえ適切に実施すること。

【運賃表】(想定)※1

一般:250円	70歳以上の区民:100円※2

(小児、障害者等について、別途運賃割引等の実施を想定。)

※1運賃収入の取扱いは、以下「7　運行費用等の支払い」を参照すること

※2高齢者割引を適用した場合に限る。

イ.受託者は、徴収した運賃について、集計し記録するとともに、記録した内容及び金銭を適正に管理すること。

⑥利用状況調査への協力

受託者は、区が行う利用者状況調査等について、区と協議した上で調査に協力すること。

⑦説明会への協力

受託者は、乗車方法の説明など、利用促進に向けた住民説明会を区と協働で実施することとする。なお、実施時期や内容については、区担当課と適宜協議すること。

⑧報告書の提出

受託者は、日報及び月報をもとに、毎月の利用者数(無料分含め運賃区分けごとの内訳を含む)、停留所ごとの利用者状況等を報告書に取りまとめ、請求書とともに翌月15日までに区に提出する。また、定期報告以外で、区が運行状況及び利用状況のデータ提出を求めた場合は、提出に協力すること。

⑨執行体制、緊急時の対応等

ア.区の要請に応じ、地域協議会をはじめとした地域と連携し、よりよい実証運行に向け、改善に努めること。

イ.本事業に関する連絡体制を整え、緊急時及び平常時における連絡、情報伝達が円滑に行えるようにすること。

ウ.受託者は、道路運送法第23条に規定する運行管理者を選任すること。

エ.受託者は、乗務員について、厚生労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)」に基づき、必要人員を確保し、運行に支障が及ばないよう配慮すること。

オ.受託者は、乗務員に対し定期的に安全運転等の教習・指示を行うこと。

カ.受託者は、自社の乗務員に対して安全運転に努めさせるとともに、利用者の乗降時の安全確認等を徹底させること。

キ.事故等の緊急事態が発生した場合、速やかに区へ報告するとともに、関係機関への連絡や代替車両の手配などについて速やかに対応すること。なお、本業務における運行中の事故等により旅客又は第三者等に損害を与えたときは、受託者の責任においてこれを解決し、その損害を賠償すること。

ク.受託者は、対人、対物、搭乗者及び車両の事故について、一切の責任を負うこと。

(3)事務所の設置・維持管理

①コミュニティ交通の運営・運行に必要な事務所は、受託者が設置・維持管理すること。

②事務所の設置・維持管理に必要な経費は、受託者の負担とする。

(4)収支報告書の提出

毎月の運賃収入、実証運行業務の経費等の支出を記載した報告書について、翌月15日までに区に提出すること。

(5)車体広告の掲載

車体広告及び車内広告について、区及び広告主が作成した広告物を車体及び車内に貼付して掲載すること。なお、車体広告に係る申請は受託者が行うこと。

(6)苦情等の報告

利用者からの苦情、意見、質問等に誠実に対応するとともに、区に速やかに報告し、苦情処理報告書を提出すること。

(7)天候その他緊急時における運行内容の変更

天候その他やむを得ない事由により、運行内容を変更する場合は、事前に区と受託者が協議の上、これを決定するものとする。但し、緊急時等、やむを得ないと判断される範囲においては、受託者の判断により変更することは差し支えないものとする。その場合においては、直ちに区へ報告するとともに、停留所の構造物(表示板等)にその旨を表示するなど、利用者へ配慮するものとする。

7 運行費用等の支払い

運行経費等(人件費、燃料油脂費、端末利用費、その他運送費等)の支払いについては、上記6(2)⑧及び(4)に記載の月報及び収支報告書により委託業務の履行内容を検査に基づき、運賃収入等を除いた額を区が運行委託料として月毎に支払いを行う。(年12回)

8 機密保持及び個人情報保護

業務に関連して知り得た区の機密に関する事項及び個人情報に関する事項は、実証運行期間中及び終了後にかかわらず、いかなる場合も第三者に漏らしてはならない。

9 その他

(1)本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議の上、決定するものとする。

(2)本実証運行事業は、社会情勢や区の方針等によって、契約期間より前倒しで終了する場合がある。

10 担当

世田谷区道路・交通計画部交通政策課
東京都世田谷区玉川1－20－1 二子玉川分庁舎A棟3階 A31
電 話:03－6432－7946(直通)
FAX:03－6432－7991
MAIL:SEA01206@mb.city.setagaya.tokyo.jp